

## 統計行政推進会議の設置について

統計委員会幹事申合せ

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に掲げられた施策の推進に関する事項及び統計改革の進展に伴い派生して又は新たに顕在化する課題を始めとする公的統計に係る課題の解決に関する事項について、必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、統計法（平成19年法律第53号）第49条の2の規定に基づき、統計委員会委員等（委員、臨時委員及び専門委員）を補佐するため総務省及び関係行政機関の職員のうちから任命された統計委員会の幹事（以下、それぞれ「総括統計幹事」及び「統計幹事」という。）を構成員とする統計行政推進会議を下記のとおり設置する。

### 記

- 1 統計行政推進会議の構成員は総括統計幹事（総務省政策統括官（統計基準担当））及び統計幹事とし、総務省統計委員会担当室長及び日本銀行調査統計局長の出席を求めるものとする。  
また、必要があるときは、一部の構成員及び関係者による会合を開催することができる。
- 2 統計行政推進会議は、総括統計幹事が招集する。
- 3 統計行政推進会議に「統計企画会議」（以下「企画会議」という。）を置く。企画会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官及び各府省の統計幹事が指定する課長級の職員をもって構成する。  
企画会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官が招集することとし、その他運営に関し必要な事項は、企画会議で定めることとする。
- 4 統計行政推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の学識経験者等の意見を聴くことができる。
- 5 統計行政推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官及び総務省統計委員会担当室において処理する。

### 附則

平成30年6月29日から施行する。